

安全・安心なまちづくりを目指して

AED 39台が 設置されました

心臓や呼吸が止まった人の治療は、まさに1分1秒を争います。居合わせた人が救命処置をした場合、助かる可能性は救急車が来るまで何もしなかつた場合と比較すると約2倍になると言われています。町は、他市町に先駆けて、AED（自動体外式除細動器）を町内すべての小・中学校や保育園など主要な公共施設に



AED設置施設・設置台数一覧表

番号	施設名	数量	備考
1	那珂川町役場本庁	2	2台のうち1台は貸し出し用
2	南保育園	1	
3	北保育園	1	
4	大山田保育園	1	
5	中央保育園	1	
6	大内保育園	1	
7	馬頭健康管理センター	1	
8	ゆりがねの湯・定住センター	1	
9	観光センター	1	
10	ひばり幼稚園	1	
11	馬頭小学校	1	
12	馬頭武道館	1	総合体育館で管理
13	谷川小学校	1	
14	大内小学校	1	
15	大山田小学校	1	
16	馬頭西小学校	1	
17	馬頭中学校	1	
18	馬頭運動場	1	総合体育館で管理
19	馬頭広重美術館	1	
20	山村開発センター	1	
21	馬頭図書館	1	
22	総合体育館	2	2台のうち1台は貸し出し用
23	小川支所	2	2台のうち1台は貸し出し用
24	小川健康管理センター	1	
25	小川第1保育園	1	
26	小川第2保育園	1	
27	小川第3保育園	1	
28	小川体育館	1	総合体育館で管理
29	小川小学校	1	
30	薬利小学校	1	
31	小川南小学校	1	
32	小川中学校	1	
33	小川公民館・小川図書館	1	これらの施設は、隣接している消防分署に1台を貸し出し、4施設をカバーする。
34	小川児童館	1	
35	小川幼稚園	1	
36	小川武道館	1	総合体育館で管理
37	小川運動場	1	
38	なす風土記の丘資料館	1	同一敷地内隣接施設のため、資料館に1台を設置する。
39	ふるさと館	1	
40	小川総合福祉センター すこやか共生館	1	同敷地内隣接施設のため、すこやか共生館に1台を設置する。
41	小川総合福祉センター あじさいホール	1	
	計	39	

*AEDはすでに、馬頭総合福祉センターと小川総合福祉センター・湯親館に設置してあります。



大内光崎地区に設置された電波塔

平成20年度は、大那地区1カ所を整備する予定であり、大内地区と大那地区の一部を除き、携帯電話が使用可能となります。

非常時のときにも携帯電話が使用可能に！

きました。
AEDが設置されている施設は一覧表のとおりです。設置されたAEDのうち、本庁総務課と小川支所管理課、総合体育館に設置されている3台は、救命措置の講習を受けた方がいれば、行政区や団体などでも簡単な手続きで借りることがができます。

救命措置を知るとは、命にかかわる万が一のときに役立ちます。救命措置の講習（普通救命講習）は、最寄りの消防分署に依頼し、2名以上から無料で消防分署または希望する施設で受講できます。

39台を設置し、このほど運用を開始しました。
AEDは、心臓発作などで心臓が震える状態になったときに、電気ショックで正常なリズムに戻すことができる携帯可能な機器のことで、救命措置と併せて使用します。
町職員や教職員約1000人は4月10、11日の両日、広域消防本部の協力により人工呼吸や心臓マッサージなどの救命措置とAEDの使用法を学び、運用を前に準備を進めて

問い合わせ先
・総務課
☎0287・92・1111
・小川支所管理課
☎0287・96・2111
・総合体育館

問い合わせ先
・広域消防馬頭分署
☎0287・92・2800
・広域消防小川分署
☎0287・96・2188

これまで大内地区の半分と大那地区では携帯電話が使えず、日常の情報伝達手段としてばかりでなく、防災上の視点から移動通信施設整備を要望する声が出ていました。そこで町は、県やNTTドコモと協力し、2カ年計画で整備を進めることになり、初年度となる平成19年度は、大内の光崎地区と大那地の清水地区の2カ所を整備を進め、このほど、大那地区の約半分を除き、非常時のときにも携帯電話が使用可能になりました。

県《地方税徴収特別対策室》と協働で

町税の滞納整理を行います

県や市町村が住民の皆さま

に提供するさまざまな行政サービス
の主な財源となつているのが、税金です。この税金を納期限までに納税者が納付していない状況を滞納といいますが、滞納すると本来納める税金のほかに、督促手数料や延滞金を納めることとなります。

また、納税者が税金を滞納したままにしておくと、その方の意思に関わらず強制的に滞納処分が行われるなど不利益を受けることにもなります。栃木県では、納税者皆さまの公平性を保ち滞納の解消を図るため県と市町が協力し、昨年度から「地方税徴収特別対策室」を設置しています。当町では、滞納整理を推進するため、今年度も引き続き、栃木県地方税徴収特別対策室と協働で、次の滞納整理に取り組みます。

納税相談
町税等を納期限までに納めることが困難な方の納税相談

を行います。

納税催告

納期限が過ぎても納付のない方に対して、文書（催告書）の送付、電話催告、自宅訪問等を行います。

財産調査

滞納者の財産状況について、各関係機関に対し調査を行います。

差し押さえ処分

財産調査の結果、処分可能な財産があつた滞納者に対して差し押さえを実施します。差し押さえ後も納付にならない場合は、差し押さえた財産を公売等により換価し、滞納税に充てることとなります。

これらの財産調査や差し押さえ処分は、法律に基づき滞納者の了解を得ずに行うことができます。

問い合わせ

税務課管理収税係

☎ 0287・92・1120

6月はごみの

分別・出し方の強化月間です

分別されていないごみは収集しません

「資源ごみ」と「燃えないごみ」の分別が徹底されています。

「燃えないごみ」の中に、「スチール缶」や「アルミ缶」「ガラスびん」等が混入していることが多く見受けられます。分別すれば資源となりますが、「燃えないごみ」として出せば処理費用もかかるうえ、環境にも負荷がかかります。

6月を「ごみの分別・出し方の強化月間」として分別・出し方の徹底を推進します。分別されていないごみまたは指定された出し方以外のごみについては収集しません。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ

住民生活課生活環境係

☎ 0287・92・1112

「栃木の環境美化県民運動」のご案内

那珂川町では、毎年5月下旬の日曜日に「環境美化キャンペーン」を実施しています。今年度も栃木県と連携し、「とちぎの環境美化県民運動」として、一斉清掃を実施することになりました。

県下一斉に環境美化運動を実施することにより啓発効果を高め、環境意識の高揚を図るとともに、地域社会における町民の交流や協力を深め“とちぎの人間力”の形成を目指すものです。

町民の皆さまも清掃活動にご参加くださるよう、ご協力をお願いします。

日時 5月25日（日）午前7時～午前9時
場所 那珂川町地内（道路及び河川）
問い合わせ 住民生活課生活環境係
☎ 0287・92・1112

平成19年度 情報公開及び個人情報保護の運用状況

町では、町政に関して町民に説明する責務を全うするとともに、公正で開かれた町政を推進するため、「情報公開条例」に基づき町の情報を公開しています。また、「個人情報保護条例」により、町の保有する個人情報の適正な取り扱いと本人からの情報開示請求等に関する手続きを定め、プライバシーの保護に努めています。

これらの条例では、年1回の運用状況を公表することと規定しています。

情報公開条例（公開請求） H19.4.1～H20.3.31

実施機関	請求件数	公開	一部公開	非公開
町長	3		3	
教育委員会	2	1	1	

個人情報保護条例（開示請求）

個人情報保護条例の開示請求はありませんでした。